

親子関係における血縁
——血縁がもたらす効果に着目して——

久保原 大（首都大学東京）

1. はじめに

ステップファミリー、特別養子縁組、非配偶者間人工授精のように、現代家族の親子関係における血縁は自明のものではなくなっている。しかしながら、生物学的血縁（遺伝的つながり）は、その親子を遺伝的親子たらしめる唯一のものである。つまり、法律に基づく社会的親子関係においては、生物学的親子関係が保証されるものではない。このことは、生物学的血縁が社会的親子関係において、乗り越えられるものとして捉えられている、もしくは生物学的血縁がもたらす効果が考慮されていないとみることもできる。

けれども、血縁とはそれほど簡単に乗り越えることができるものなのだろうか。血縁は、「切っても切れない」ものとして捉えることもできる。そのことがもたらす効果は、人びとにさまざまな意識をもたらす。社会問題のなかには、血縁がもたらす効果、つまり、血縁意識が関与していると思われるものがある。それにもかかわらず、これまで人びとの血縁意識がどのようなものであるかが問われたことはない。

そこで本報告では、親子関係における血縁とその効果に着目し、人びとの血縁意識を捉えることの重要性を提示したい。

2. データと方法

本報告では、子ども虐待を血縁（意識）という視点から検討する。それは、子ども虐待の問題は、子ども自身で解決することができないものであることと、子ども虐待に血縁（意識）が関与している場合、現在の対応では対処できないからであり、さらに死亡事例（心中を除く）が減少していない現状において喫緊の課題であると考えられるからである。用いるデータは、「主たる虐待者の推移（児童相談所）」「児童虐待の現状」「児童相談所における児童虐待相談対応件数、児童虐待相談の相談種別×主な虐待者別」「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（厚生労働省）、「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」「平成 28 年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」（警察庁）、「シングルペアレント世帯数」「家族類型別一般世帯数」（総務省）、「児童虐待に関する文献研究」（子どもの虹情報研修センター）、「平成 13（わ）135」（福岡地方裁判所飯塚支部）、「平成 15（わ）33」（大分地方裁判所刑事部）、「平成 17（う）80」（広島高等裁判所岡山支部第 1 部）である。

3. 結果と考察

まず本報告において血縁意識とは、人びとが社会的親子関係に「血縁がある／ない」ということがもたらす効果にどのような意味づけをするかによってもたらされるものであると定義する。したがって、それは固定されたものではなく、その人が置かれる状況によって変化するものである。

児童虐待相談対応件数における主たる虐待者は、約 8 割が実親からによるものである。その一方で、児童虐待検挙状況をみると、実親の非血縁パートナーの存在が大きく浮かび上がってくる。昔ばなしにもあるように、継親からの虐待は珍しいこととは捉えられていないだろう。しかしながら、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」「児童虐待に関する文献研究」では、非血縁パートナーの存在を指摘することはあっても、それに血縁（意識）が関与しているかは検証されていない。

そこで、判例をみてみると、血縁がないこと（自分の子どもではないこと）が要因となったり、離婚した元パートナーに似ていることが要因となったというように、血縁がないことだけではなく、血縁があることも虐待の要因となるケースがあることがわかる。現在、子ども虐待の問題は、貧困や育児ストレスなどから検討されることが多いが、上記のようなケースに対しては、血縁意識という視点からのアプローチが必要であり、そのためには、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを捉えることが重要であると考えられる。

（キーワード：親子、血縁（意識）、子ども虐待）